

定 款



一般社団法人 大分青色申告会

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人大分青色申告会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を大分県大分市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、健全な納税者団体として、個人事業者の誠実な記帳と適正な申告納税を推進するとともに、納税道義の高揚と納税者の権利の擁護を図り、税務行政の円滑化並びに事業経営の健全な発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 申告納税制度の推進と納税道義の高揚に資する事業
- (2) 納税者の利便と税務行政の合理化、効率化に資する事業
- (3) 小規模事業者の経営と生活の安定に資する事業
- (4) 納税環境の整備に関する事業
- (5) 地域社会の発展に資する事業
- (6) 組織の維持、発展に関する事業
- (7) 会員の福利厚生及び親睦に関する事業
- (8) 友誼団体との連携及び協調に関する事業
- (9) 刊行物等の頒布
- (10) その他前条の目的を達成するために必要な事業

2 前項各事業は、大分県内において行うものとする。

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 本会に次の会員を置く。

- (1) 正会員 この法人の事業に賛同して入会した個人及び準会員の団体長。
- (2) 準会員 この法人の事業に賛同して入会した団体。
- (3) 賛助会員 この法人の目的を賛助するために入会した正会員及び準会員以外の個人又は法人若しくはその他団体。

2 前項の会員のうち、正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)上の社員とする。

(会員資格の取得)

第6条 本会の会員になろうとする者は、理事会の定める手続きにより任意に入会できる。

(会員の権利義務)

第7条 会員は、本会の事業活動につき、その便宜を受ける権利を有するとともに、この定款及び総会の決議に従う義務を有する。

(経費の負担)

第8条 会員は、会員になった時及び毎年、総会において別に定めるところにより、入会金及び会費を納入する義務を負う。

(任意退会)

第9条 会員は、理事会の定める退会手続により、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他の除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第11条 前2条のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 準会員の団体長である正会員が団体長でなくなったとき。
- (2) 第8条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (3) 総正会員が同意したとき。
- (4) 当該会員が死亡、解散したとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第12条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、本会の会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 本会は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金は、これを返還しない。

第4章 総会

(構成)

第13条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第14条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第15条 総会は、定時総会及び臨時総会とし、定時総会は法人法上の定時社員総会として、毎事業年度終了後3ヶ月以内に1回開催する。

第16条 定時総会を開催するほか必要がある場合に臨時総会を開催する。

(招集)

第17条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第18条 総会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故等による支障があるときは当該総会において出席した正会員の中から議長を選出する。

(議決権)

第19条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。ただし、準会員の団体長は、本会総会開催の前事業年度開始時における当該団体構成員の五十分の一個（小数点以下切捨て。）を加算する。

(決議)

第20条 総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第23条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
- 4 前項前段にかかわらず、理事又は監事の候補者の合計数が第23条第1項に定める定数以内である場合には、出席した会員全員の賛成を得て、候補者を一括して採決することができる。

(代理)

第21条 総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該正会員又は代理人は、代理権を証明する書類を本会に提出しなければならない。

(議事録)

第22条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
2 議長及び総会で選出された議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員等

(役員及び監事の設置等)

第23条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 30名以上40名以内
- (2) 監事 3名以内

- 2 理事のうち、1名を代表理事とし、代表理事をもって会長とする。また、4名以内を副会長とする。なお、必要と認める場合は、専務理事1名を置くことができる。
- 3 副会長及び専務理事をもって業務執行理事とする。

(役員を選任)

第24条 理事及び監事は、総会の決議によって原則として正会員の中から選任する。
ただし、会長の推薦があるときは、正会員以外のもの(法人又は他の団体である場合はその代表者又は役員)から総会において、これを選任することができる。
2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。
3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定数で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副会長は、会長を補佐する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、本会の業務を分担執行する。なお、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、理事会があらかじめ決定した順序によって、その代表業務を除いた職務を代行する。
- 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐する。また、会長及び副会長が欠けたときは、その業務執行に係る職務を代行する。
- 5 会長及び第23条第3項に定める業務執行理事は、毎事業年度ごとに4ヶ月を越える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第27条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第28条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬)

第29条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第6章 顧問、相談役及び委員会等

(相談役及び顧問)

第30条 本会に、顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 顧問及び相談役は、理事会の推薦により、会長が委嘱する。
- 3 顧問及び相談役は、会長の諮問に応え、会長に対し意見を述べることができる。

(支部)

第 31 条 本会は、第 4 条（事業）に定める事業の円滑な運営を図るため、必要な地に支部を置くことができる。

2 支部長は、支部の推薦により、会員（法人その他の団体である場合には、その代表者又は役員）のうちから会長がこれを委嘱する。任期は 2 年とする。

(委員会)

第 32 条 第 4 条（事業）に定める本会の業務を分担するため、委員会を設けることができる。

2 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成し、理事会の推薦により会員（法人その他の団体である場合には、その代表者又は役員）のうちから会長がこれを委嘱する。任期は 2 年とする。

(部 会)

第 33 条 本会は、第 4 条（事業）に定める事業の円滑な運営を図るため、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会長は、部会の推薦により、会員（法人その他の団体である場合には、その代表者又は役員）のうちから会長がこれを委嘱する。任期は 2 年とする。

(規則の制定)

第 34 条 支部、委員会、部会の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

第 7 章 理事会

(構 成)

第 35 条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

3 監事は、理事会に出席し意見を述べるることができる。

(権 限)

第 36 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1) 総会の議事に付すべき事項の決定

(2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項

(3) 前各号に定めるもののほか当法人の業務執行の決定

(4) 理事の職務の執行の監督

(5) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

(種類及び開催)

第 37 条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の 2 種とする。

2 通常理事会は、毎年 2 回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき

(2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき

(3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合において、その請求をした理事が招集したとき

(招集)

第38条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び法人法第101条第3項の規定に基づき監事が招集する場合を除く。

2 会長は、前条第3項第3号又は法人法第101条第2項に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しなければならない。

(議長)

第39条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長がこれに当たる。

(決議)

第40条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(議事録)

第41条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 資産及び会計

(基本財産)

第42条 別表の財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産であり、本会の基本財産とする。

2 前項の財産は、総会において別に定めるところにより、本会の目的を達成するため善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、処分するときは、あらかじめ理事会の承認を要する。

(事業年度)

第43条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日におわる。

(事業計画及び収支予算)

第44条 本会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置く。

(事業報告及び決算)

第 45 条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に報告し、第 3 号から第 4 号までの書類については総会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

2 第 1 項の書類のほか、監査報告書を主たる事務所に 5 年間備え置くものとする。

(暫定予算)

第 46 条 やむを得ない理由により、事業年度開始までに予算が成立しなかったときは、会長は、理事会の決議を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出を行うことができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

3 やむを得ない理由により、事業年度開始までに予算が成立しなかったときは、会長は、その理由及び成立見込時期を直ちに理事会に報告し、その後、遅滞なく総会の承認を得るものとする。

(剰余金の分配)

第 47 条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

(長期借入金)

第 48 条 本会が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって返済するものを除き、収支予算書に明記し、理事会の承認を経なければならない。

第 9 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 49 条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 50 条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 51 条 本会が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 1 7 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 事務局

(設置等)

第52条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が理事会の決議により別に定める。

第11章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第53条 本会は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(個人情報の保護)

第54条 本会は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第12章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の会長は野田皆子とし、副会長は佐藤奈良喜、野田省二、高橋幹雄、徳丸照子、専務理事は岩本邦男とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第43条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

別表 基本財産（第42条関係）

財産種別	場所・物量等
定期預金	大分銀行 本店 500万円